

判決年月日	平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日	裁判所	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成28年(行ケ)第10058号		
○ 名称を「ドライブsprocket支持構造」とする発明について、進歩性を肯定し、無効審判請求を不成立とした審決につき、両当事者が、審決の進歩性判断における引用発明の認定の誤りを認めた事案において、前記の引用発明の認定の誤りを認め、前記審決を取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2015-800071 号, 特許第 4933764 号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ドライブsprocket支持構造」とする特許（平成 2 4 年 2 月 2 4 日設定登録，特許第 4 9 3 3 7 6 4 号）に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

争点は、明確性要件違反の有無，新規性・進歩性の有無であるが，審決は，本件発明は，「ドライブsprocketが軸方向に移動自在かつ回転方向に規制された状態でトルクコンバータからの回転が伝達された回転軸に係合」するのに対し，引用発明は，「ドライブsprocketがトルクコンバータからの回転が伝達された回転中のポンプハブに軸方向に移動自在でない」ことを前提に，相違点の判断を行い，この点につき，進歩性を肯定したところ，引用発明において，ドライブsprocketとポンプハブが軸方向移動自在の状態であり，この引用発明の誤りが，審決の取消事由となることにつき，当事者間に争いがなかった。

2 本判決は，概略，以下のとおり述べて，審決は，引用発明の認定を誤った結果，相違点の認定を誤り，相違点の判断を誤ったとして，取消しを免れないとした。

引用発明において，ドライブsprocketとポンプハブは，ある部分でスプライン結合により，相互に軸方向に移動自在な状態で組み付けられているところ，他の部分で両者が固定されては，前記の部分で相互に軸方向に移動自在な状態で組み付ける意味がなくなるのであって，前記の部分において，ドライブsprocketとポンプハブが，軸方向に相互に移動自在ではない状態で固定されていると認定することはできない。

ところが，審決は，引用発明において，ドライブsprocketが回転中のポンプハブに対して軸方向に移動自在ではないことを前提に，相違点を認定しているのであって，前記認定は誤りである。

審決は，前記の誤った引用発明の認定に基づき，相違点の認定を誤り，相違点の判断を誤ったものであり，これらの誤りは，審決の結論に影響を及ぼすといえる。